

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 令和3年度保険料（月額）について

令和3年度保険料(月額)は下記のとおりです。

被保険者 区分	(基本保険料)	(国に納める納付金)		月額合計
	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦 課額	介護納付金賦課額 〔介護保険 第2号被保険者(※)〕	
組合員	31,000 円	4,500 円	－円 (非該当)	35,500 円
			5,000 円 (該 当)	40,500 円
家 族	6,000 円	4,500 円	－円 (非該当)	10,500 円
			5,000 円 (該 当)	15,500 円
准組合員	6,500 円	4,500 円	－円 (非該当)	11,000 円
			5,000 円 (該 当)	16,000 円

後期高齢者組合員会費(月額)	2,000 円
----------------	---------

※ 介護保険第2号被保険者＝40歳以上65歳未満の方

2. 医師国保組合から他の保険に移られた場合は、資格喪失手続きが必要となります！

- ・ ご家族などが就職等により、被用者保険など他の保険に移られた場合は、医師国保組合の喪失手続きが必要となります。(保険者変更の手続きは自動的に行われません。)
〔提出いただく書類〕
 1. (様式第2号-2)国民健康保険被保険者資格喪失届
 2. 被用者保険の被保険者証の写し(喪失日を確認するために必要です)
 3. 医師国保組合の被保険者証
 - ・ 進学により遠隔地に居住する場合は、「国民健康保険法第116条該当届(様式第3号)」の提出をお願いいたします。
〔提出いただく書類〕
 1. (様式第3号)国民健康保険法第116条「該当・非該当」届
 2. 該当届の場合は「在学証明書(写)」又は「学生証(写)」
- * 各種申請様式は、医師国保組合または本組合HPからお取り寄せ下さい。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。(組合規約第16条の2) 適用となる期間は、令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>